

議会議案第 5 号

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書提出の件

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び国会に提出するものとする。

令和 7 年 9 月 30 日 提出

八尾市議会議員	五百井	真	二
同	吉	村	拓哉
同	山	中	宏
同	梶	井	政佐美
同	奥	田	信宏
同	越	智	妙子
同	田	中	久夫

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や、少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興を実現するために重要な取り組みである。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する大規模災害復興法に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるようになっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点をあてた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和5年7月末時点で着手率が約67%となり、取組みは一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが

重要である。

よって政府に対し、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月30日

大阪府八尾市議会

議会議案第 6 号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書提出
の件

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書を地方自治法第
99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び国会に提出するものとする。

令和 7 年 9 月 30 日 提出

八尾市議会議員	五百井	真	二
同	吉	村	拓哉
同	山	中	宏
同	梶	井	政佐美
同	奥	田	信宏
同	越	智	妙子
同	田	中	久夫

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 30 日

大阪府八尾市議会

議会議案第 7 号

再審法改正を求める意見書提出の件

再審法改正を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び国会に提出するものとする。

令和 7 年 9 月 30 日 提出

八尾市議会議員	五百井	真	二
同	吉村	拓哉	
同	山中		宏
同	梶井	政佐美	
同	奥田	信宏	
同	越智	妙子	
同	田中	久夫	

再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

以上の２点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に

委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題がある。そこで、再審請求手続における手続規定に関しても、速やかに整備する必要がある。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、今こそ次の点について、再審法を速やかに改正すべきである。

記

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- 3 再審請求手続における手続規定の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月30日

大阪府八尾市議会